

浦野家通信



1月

〒550-0013
大阪市西区新町1-2-9
日宝四ツ橋新町ビル5F
TEL 06-6536-7560
浦野会計事務所
第17号
発行人：所員一同

今月の税務予定

- 1月10日(月)
・12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 1月22日(月)
・納期の特例を受けている場合
7月～12月の源泉所得税の納付
- 1月31日(水)
・11月決算法人の確定申告と納税
・5月決算法人の中間申告と納税
・2月、5月、8月決算法人の消費税の
3ヶ月ごとの中間申告
・12月分社会保険料納付



冬場こそ水分補給を！

常に乾燥している冬場は、皮膚や粘膜、あるいは呼吸から、特に自覚が無いまま水分が失われる「不感蒸泄」が増えます。

よって、冬場では、日常的に生活する中で、知らず知らずのうちに体から水分が失われる量が増えていることとなります。暖房が聞いた室内であっても温度が低ければ同様の症状がみられるようなので、場所を問わずこまめな水分補給を行って下さいね。

明けましておめでとうございます。
皆さまのおかげにより、無事新年を迎える事ができました、ありがとうございました。
当事務所も創業7年目を迎え、浦野家スタッフも6名に増え、賑やかとなりました。

私自身は、昨年初めての入院を経験する厄年でした。しかし、第一子の誕生という喜ばしい年でもありました。
今年は娘の為にも健康第一で精進する所存でございます。

本年も浦野会計事務所職員一同、少しでも皆さまの経営サポートができますよう、努力していく所存でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

浦野 充敏

～2018年1月から配偶者控除・配偶者特別控除が改正されます～

これまでの「配偶者控除」の控除対象配偶者となる要件に、「世帯主の年間の合計所得金額が1,000万円（給与収入のみの場合、年収1,220万円）以下」という項目が追加されました。また「配偶者特別控除」の対象となる世帯主と配偶者の年間の合計所得金額が変更となり、控除額も変更されました。

これにより、実際にどういった影響があるのでしょうか？

・パート主婦が受ける影響

配偶者の年収要件の上限が引き上げられたことで、これまでより収入を増やすことができるようになります。

つまり、働く時間や日数を増やしたり、パート主婦の方の活躍の場が広げられる可能性があります。

また、これまで配偶者特別控除の対象外だった年収141万円～201万円のパート主婦は、2018年からは対象となるので、夫の負担する税金を少なくすることができます。

・高所得者が受ける影響

世帯主が年収1,220万円以上の高所得者にとっては、良い改正とは言い難い状況です。

これまでの制度では、配偶者の年収が103万円以下なら高所得者でも38万円を控除することができましたが、改正後は控除額が減少または0円になるので、税金が増えること（増税）になります。

年収1,220万円超えともなると税率も高くなるので、高所得者であればあるほど、影響が大きくなるということです。

『えんとつ町のプペル』



今月の一冊

お笑い芸人のキングコング西野さんが、原作を勤めた絵本です。

キャッチコピーは「信じぬくんだ。たとえひとりになっても」で、どんなことがあってもこの言葉を忘れず負けなかった主人公が奇跡を起こすというストーリーです。

たかが絵本だ！ではなく、されど絵本です。

是非とも、大人の方に読んで頂きたい一冊です。

編集後記

2018年も始まって何日かが経ち、新たな気持ちで仕事はじめを迎えております。

さて、皆さまは初日の出見に行かれましたでしょうか？
もともとは、初日の出とともに歳神様が現れると信じられていたことが由来しているそうで、その歳神様にこの一年の健康と幸運を祈願していたそうです。

皆さまは、初日の出に何を願いましたか？
～今年も皆様にとってよい年になりますように～

